

ID: 38

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	手数料の還付承認		
例規名 根拠条項	長門市証明等手数料条例 第5条ただし書		
例規番号	平成17年条例第62号		
<p>【根拠条文】 (手数料の不還付) 第5条 手数料は、その納付後においてその申請を取り消し、又は変更しても、これを還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考	各課共通		
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日